平成２３年（フ）第１９５８号
名古屋市中村区岩上町33番地
破産者　大鳥居米穀株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３０号
名古屋市中川区東起町３丁目40番地
破産者　有限会社エムビーエス
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４７７号
大阪府吹田市江坂町１丁目23番38号
破産者　タカスギホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６０号
大阪市北区天満橋１丁目８番63号
破産者　アイマック株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８５号
大阪府和泉市上代町146番地３
破産者　セントラルサッシ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２号
島根県出雲市平野町68番地
破産者　岡　　佳宏
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４４９号
広島市南区仁保１丁目６―23浜村ビル203号、開始決定時の住所広島市佐伯区三筋２丁目４番14号
破産者　被相続人小畠正晶の相続財産
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
北海道白老郡白老町字竹浦112番地１
破産者　有限会社オークラ
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１９１１号
横浜市磯子区杉田１丁目12番22号
破産者　有限会社ガッツ
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５０号
静岡県田方郡函南町平井1740番地の1007
破産者　有限会社ビーズ・グラッセ
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
静岡県富士市水戸島337番地９
破産者　鈴木商事株式会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９２号
東京都中野区南台３丁目31番15　中野南台第一ローヤルコーポ201号
破産者　南家由貴子
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
三重県志摩市志摩町和具280番地
破産者　濱野　一喜
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６号
三重県志摩市志摩町和具178番地３
破産者　亡堀口長一相続財産
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
岡山県倉敷市児島稗田町1566番地５、住民票上の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2519番地５
破産者　木内　隆志
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９４号
広島市東区光町１丁目８番17号
破産者　ダイアート株式会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９５号
広島市東区光町１丁目８番17号
破産者　ダイメーク株式会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６８号
高知県南国市大埇甲2417番地17
破産者　有限会社幸和建設
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９２号
長崎県長崎市小江原２丁目18番19号
破産者　株式会社よつば
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
熊本県八代市古閑中町1393番地２
破産者　有限会社田迎ソーイング
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第６２号
静岡県菊川市下平川1911番地の３
破産者　河原　史征
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
茨城県土浦市神立東１丁目17番32号、前住所茨城県かすみがうら市宍倉766番地
破産者　小谷野裕一
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６３号
千葉県佐倉市井野1586番地25　Ｂ棟101号
破産者　萩島　紀子
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部